

「地方自治体による法執行について」 2010.11.30 国府泰道

### 1 消費者行政規制の2つのパターン

A型 業法（登録制）に基づく法執行部門・・・宅建業法、貸金業法

B型 行為規制法による法執行部門・・・特定商取引法、不当景品表示法

都道府県の消費生活センターや消費者行政課が担当するのがB型の法執行。相談件数もB型に関するものが多い。

### 2 特定商取引法・不当景品表示法の法執行状況

配付資料「処分件数の推移」を参照

- ・「訪問販売法の処分権限は伝家の宝刀であって、抜かれることはない」といった奇妙な法執行状況の歴史（昭和期～平成初期、あるいは平成13年以前）

- ・消費生活センターの相談のうち約2%<sup>\*1</sup>が特定商取引法の被疑事案

単純化すれば、全国100万件の相談のうち、2万件が被疑事案。そのうち数十件が行政処分されているだけ。

（参考データ）

A型 貸金業の処分（H17） 業務停止604件、登録取消514件

B型 特定商取引法の処分（H17） 業務停止25件、指示処分55件

### 3 原因は、職員数にある

職員一人あたりの対象事業者数（2008.3.27 国生審総合企画部会報告書 12頁）

貸金業 7. 7社/人

不当景品表示法 5万社/人

特定商取引法 3. 2万件/人

#### B部門の職員・業務の特徴

一人で多数の法律を所管→職員相互の知識経験の伝授がない

Aだと数人の職員が一つの法律を所管→職員相互の知識経験の伝授

---

\*1 大阪府内の中規模市（人口5～10万人、年間相談件数800件、相談員2人の規模）での実績

#### 4 対策

- ①法執行のできる職員体制の拡充が不可欠
- ②国と都道府県の責任の所在の明確化と国の執行体制の強化・・・圓山意見参照
- ③届出制による事業者把握
- ④特定商取引法の規定に関する問題点（櫻井敬子教授「行政法講座」『自治実務セミナー』2010年4月号6頁）
  - ア 国と地方の関係の整理
  - イ 主務大臣への申出（特商法60条）に対する「適切な措置」の中身に関する規定が欠如していること、特に消費者委員会への報告を義務付けるなど申出に対するフィードバック措置が必要。